

# 猪名川町緊急通報システム

(令和6年2月改訂)

## 緊急通報システムサービスの内容

- ① 急病やケガなど、「もしも」のときは  
“ボタンひとつで緊急通報”
- ② 健康のこと、装置の使い方聞きたくなったら  
“24時間いつでも相談”
- ③ 「お変わりないですか？」  
“定期的なお元気コール”



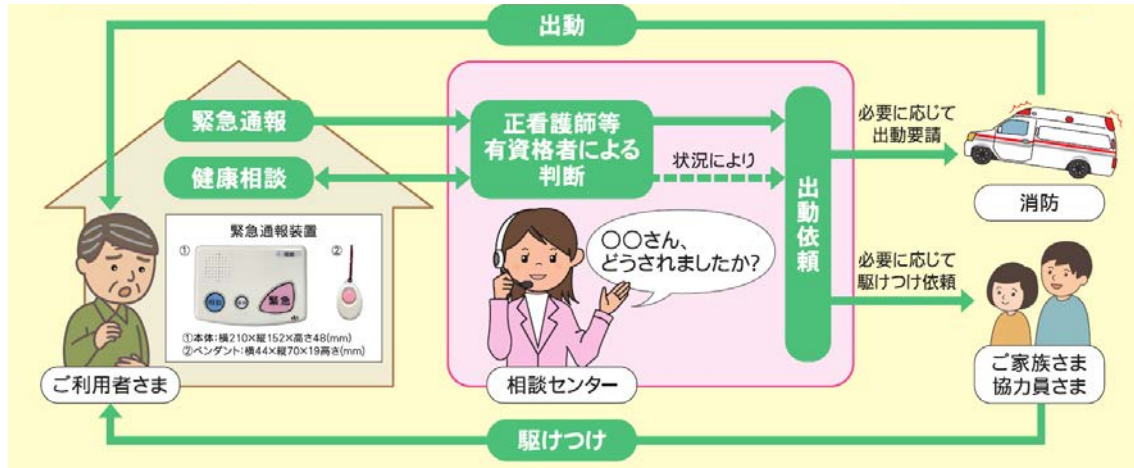
## 猪名川町生活部福祉課

〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1

☎072-766-8701 FAX072-766-8895

## 猪名川町緊急通報システムの流れ

ご自宅で体調の急変や転倒によるケガなど緊急を要するとき、ボタン1つで相談センターにつながり、救急車を呼ぶことができます。



利用者が「緊急ボタン」や「相談ボタン」、「ペンダント押しボタン」のいずれかを押すことにより、相談センター（町委託先：大阪ガスセキュリティサービス㈱ナースコールセンター）へ緊急通報が送信されます。

緊急通報を受信した相談センターより応答があります。

### 会話ができる場合

緊急事態の状況（急病やケガ、火災など）を伝えてください。

救急車を呼びたい場合、その旨を伝えれば、相談センターから消防本部へ出動要請をします。

### 会話ができない場合（状況が確認できない場合）

ただちに消防本部へ救急車の出動を要請するとともに、近隣協力員または民生委員の方へ状況確認を依頼します。

緊急出動により医療機関等へ搬送された場合は、相談センターから、緊急連絡先のご親族の方へ連絡します。

その他、状況に応じて消防本部・町役場・警察署・近隣協力員及び民生委員・緊急連絡先のご親族等と協力して臨機応変な対応を行います。

## ご利用対象者

町内に住所を有し、日常生活を営むうえで常時見守りが必要な状態にある次の方が対象となります。

- ① おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 障がいのある人（障がい者手帳所持者）
- ③ その他、町長が特に必要があると認める者

## 利用するために必要なこと

### ●近隣協力員（2～3名）・緊急連絡先の登録

近隣協力員及び緊急連絡先の親族さまには、利用者さまの身に異常が発生した際に、相談センターからの協力要請に応じて利用者宅へ駆けつけ、現在の状態などを相談センターに知らせていただきます。

### ●担当民生委員への連絡

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域の見守り役・身近な相談相手・専門機関へのつなぎ役になっていただいております。

担当民生委員が分からない場合は、福祉課へお問合せください。

### ●固定電話回線の使用

利用には、固定電話回線が必要となります。

停電時等に使用できない場合がある光回線等（NTT アナログ回線以外）を使用する場合は、事前にご了承の上ご利用いただくこととなります。

※一部、利用できない回線があるためお問合せください。

[※自宅に固定電話回線の無い場合、『携帯型緊急通報装置』や『SIMルータ』をご利用いただけます。詳細は4ページへ⇒](#)

## 注意事項

- ・救急車出動時や状態確認等で、やむを得ずドアや窓を壊さなければならない場合があります。その際、修理に要する費用は、利用者もしくはその親族に負担いただきます事を、予めご了承ください。
- ・緊急通報装置は貸与ですので、利用を取り消す際は返却が必要です。
- ・緊急通報装置を損傷又は紛失したときは、利用者においてその費用を負担していただきますので、予めご了承ください。
- ・登録内容（住所・電話番号・かかりつけ医療機関・近隣協力員・緊急連絡先等）に変更がある場合、施設等へ入所又は入院した場合、家族と同居することになった等対象要件に該当しなくなった場合、この装置を必要としなくなった場合は、速やかに福祉課までご連絡下さい。

## 申請に必要な書類

以下の書類を福祉課へ提出してください。（親族等の代理申請可）

※電子申請も可能です。詳細は5ページへ

- ①緊急通報システム利用申請書
- ②緊急通報システム利用承諾書
- ③預金口座振替届出書（携帯型又はS I Mルータを利用する場合のみ）

## 利用までの流れ

### ステップ1 申請

福祉課へ申請書類を提出してください。  
親族や民生委員等からの代理申請も可能です。  
※電子申請も可能です。詳細は5ページへ

### ステップ2 利用の決定

福祉課より利用可否の通知を郵送いたします。

### ステップ3 装置の設置

利用決定後、大阪ガスセキュリティサービス㈱から利用者へ、設置作業日の日程調整の連絡があります。  
利用方法の説明もさせていただきます。

### ステップ4 利用開始

装置の設置が完了した日から利用が可能です。

## 貸与する緊急通報装置（固定電話回線用）

本体とペンダントをセットで無償で貸与いたします。

- ① 緊急通報装置本体（サイズ：横 210mmX縦 152mmX高さ 48mm）

### 相談ボタン

健康に関することや、装置の使い方について相談したい時に押してください。

（24時間対応）



### 緊急ボタン

体調の急変やケガなど緊急を要する時に押してください。

- ②ペンダント押しボタン（サイズ：横44mmX縦70mmX高さ19mm）



### 緊急ボタン（ペンダント）

体調の急変やケガなど緊急を要する時に押してください。  
利用は自宅内に限ります。ペンダントでは会話はできません。  
ペンダントの追加貸与も可能です（追加分は有料）。

令和5年4月より、固定電話回線をお持ちでない方向けに、


## 『携帯型緊急通報装置』『SIMルータ』

の貸与を開始しました！

### 携帯型緊急通報装置

【利用料】月額1,738円（口座引落）

- 携帯型緊急通報装置本体と充電器をセットで貸与します。
- ハンズフリーで会話ができます。
- 発信先は相談センターのみです。
- 電話機としては使用できません。
- 利用は自宅内に限ります。
- 利用は携帯電話を有する方に限ります。

ブザーひもを引き、画面上に表示されるを押すと押すと相談センターに繋がります。（24時間対応）



### SIMルータ

【利用料】月額3,058円（口座引落）

- 緊急通報装置本体とペンダントをセットで貸与します。（固定電話回線用と同じものです。利用方法も同じです。）
- SIMルータの電波を確保するため、有線アンテナも設置します。
- 利用は自宅内に限ります。
- 利用は携帯電話を有する方に限ります。



※『携帯型緊急通報装置』『SIMルータ』のご利用を希望の方は、利用料を口座引落によりお支払いいただきます。申請時に「口座振替依頼書」の提出も必要となります。依頼書は福祉課窓口でお渡しいたします。

電子申請による手続きも可能です！

### 緊急通報システム利用の申請をするとき

【URL】

<https://logoform.jp/f/gyLBF>

【二次元コード】



### 申請内容に変更があるとき

【URL】

<https://logoform.jp/f/ldTQg>

【二次元コード】



### 緊急通報システム利用の取消をするとき

【URL】

<https://logoform.jp/f/Op02D>

【二次元コード】

